

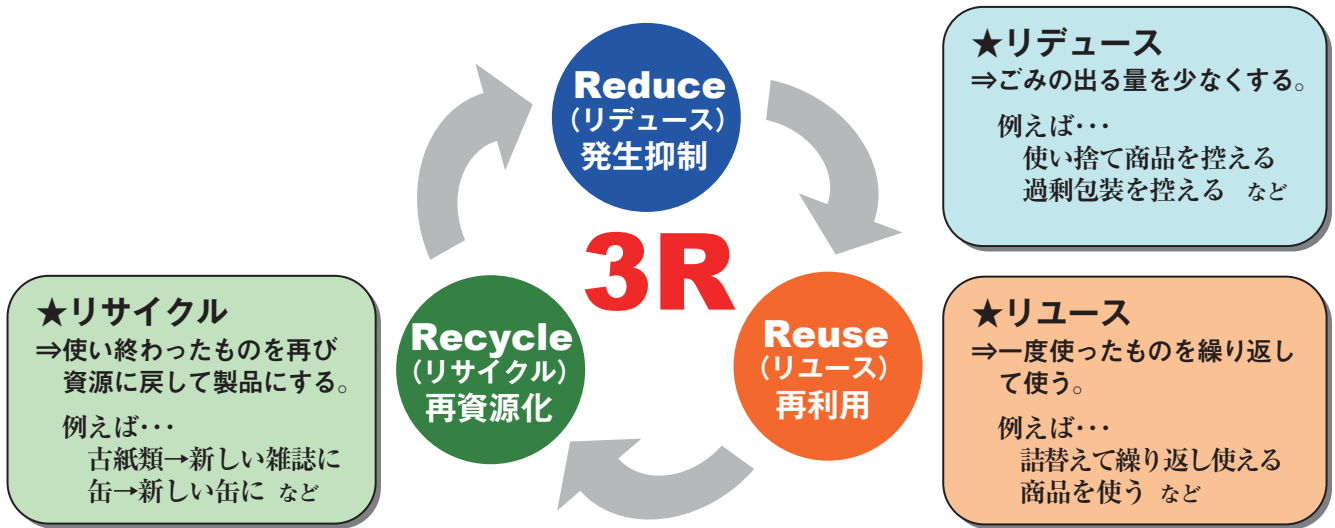
## きれいで美しいまち・米沢を築きましょう！

米沢市では、平成11年度にごみの有料化、平成14年度に資源物の分別収集を開始しました。また、家庭から出るごみと資源物に7種類の分別区分を設けて、ごみの減量及び再資源化を促進し、環境負荷の少ないまちづくりを推進しています。

限りある資源を有効活用して、地域環境、地球環境、そして米沢市の次世代を担うこどもたちの未来のために、ごみのないきれいで美しいまちをみなさんといっしょに築いていきましょう。



## 3R(スリーアール)を進めて、ごみを減らしましょう！



## ごみの減量方法

ごみの分別や減量を行うことで、ごみの再利用・再資源化が促進され、ごみ焼却時に出る二酸化炭素の量が減り、有害物質の発生や地球温暖化の防止に役立ちます。また、埋立てる量も少なくなり、最終処分場の延命化を図ることができます。

### ★ごみを分別することによる減量効果

紙類を分別して資源物に出す。	紙類を資源物として出すことで、可燃性ごみを減量できます。 ★牛乳パック(1ℓ)：1個で約40gの減量   ★週刊誌：1冊で約300gの減量
缶、びんを分別して資源物に出す。	缶・びんを資源物として出すことで、不燃性ごみを減量できます。 ★スチール缶(350ml)：1本で約50gの減量   ★アルミ缶(350ml)：1本で約20gの減量 ★ドリンクびん(140ml)：1本で約170gの減量

## 不法投棄の防止



市内で発生した不法投棄現場

ごみをみだりに捨てることは、法律で禁止されています。違反した場合は、懲役・罰金の対象となります。米沢の美しい自然、景観を守るため、ごみ処理のルールに従い、適正に処理しましょう。不法投棄に関する情報、不法投棄を見つけたら、ご一報ください。



- ◆不法投棄110番      電話 26-6034 (山形県置賜総合支庁環境課)
- ◆不法投棄相談窓口   電話 22-5111 (環境生活課廃棄物対策担当)